

栃木県原子力対策本部の設置について

平成24年3月27日

県民生活部消防防災課

1 設置の趣旨

福島第一原子力発電所の事故については、本県に大きな影響を及ぼしており、原子力災害対策について全庁を挙げて取り組む必要があるため、知事を本部長とする「栃木県原子力対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

対策本部の所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 原子力災害対策に係る施策の実施に関すること。
- (2) 庁内の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要なこと。

3 構成員

対策本部は、庁議の構成員及び県民生活部危機管理監をもって構成する。

4 幹事会

対策本部の下に、総務主幹会議の構成員によって構成する幹事会を置き、対策本部の事務について審議、調整等を行う。

5 事務局

対策本部の事務局は、県民生活部原子力災害対策室に置く。

6 適用日

平成24年4月1日